

二十歳以上である加齢児 次のイからニまでに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月額額(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第一号に規定する認定月額額をいう)から、次の表の上欄に掲げる就労収入(同条第二号に規定する就労収入をいう。以下同じ)の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月額額」という)が六万六千六百六十七円を超える加齢児(ハ及びニに掲げる者を除く) 六万六千六百六十七円から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額と控除後認定月額額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

就労収入の額		額
二万四千円以下の額	就労収入の額	額
二万四千円を超える額	二万四千円と就労収入の額から二万四千円を控除して得た額に百分の三十を乗じて得た額の合計額	

口 控除後認定月額額が六万六千六百六十七円以下である加齢児(ハ及びニに掲げる者を除く) 控除後認定月額額から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ 指定施設支援(法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ)のあった月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六十二条に規定する要保護者をいう)である加齢児であつて、食費等の負担限度額(令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額をいう)を等以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護(同法第二十一条に規定する保護をいう。以下同じ)を必要としない状態となるもの 等以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で加齢児が保護を必要としない状態となるものうち最も高いもの

ニ 指定施設支援のあった月において被保護者(生活保護法第六十一条に規定する被保護者をいう)である加齢児 等

別表第一

施設給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第二十七条の二第二項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

別表第二

施設給付決定保護者の区分	額
別表第一の一の項に掲げる者	施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ)の規定により算定された障害児施設給付額の額に百分の百(法第二十四条の五(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ)の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合(以下「都道府県特

施設給付決定保護者の区分		額
一	施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者	三万四千円
二	六十五歳以上の加齢児	三万円
三	六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの(前項に掲げる者を除く)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

別表第三

施設給付決定保護者の区分		額
一	施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者	三万四千円
二	六十五歳以上の加齢児	三万円
三	六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの(前項に掲げる者を除く)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

附則

平成二十一年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第二項第二号」とあるのは、「第二十七条の二第二項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く)の額を合算した額が十万円未満であるもの又は令第二十七号の二第二項第二号に掲げる者」とする。

厚生労働省令第四十一号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十二号)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)以下「令」という。第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

施設給付決定保護者の区分	額
一 次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二 令第二十七条の十一第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

附則

平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第二十七条の十一第一項第二号」とあるのは「第二十七条の十一第一項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるもの又は令第二十七条の十一第一項第二号」とする。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

本則中「昭和二十二年法律第六十四号」の下に「法」というを加える。

本則の表二の項中「六十五歳以上の者」の下に「重症心身障害児施設（法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設をいう。次項において同じ。）又は法第七十六条の厚生労働大臣が指定する医療機関に入所している者を除く。」を加える。

本則の表三の項中「までの者」の下に「六十五歳以上の者であつて重症心身障害児施設若しくは法第七十六条の厚生労働大臣が指定する医療機関に入所しているもの」を加える。

○厚生労働省告示第四百十三号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五十一条の六第二号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第五十一条の六第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

題名中「第五十一条の六第二号イ(1)」を「第五十一条の六第二号」に改める。

本則中「第五十一条の六第二号イ(1)」を「第五十一条の六第二号」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十四号

児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）第二十条第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第四項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）、及び第七十五条第四項の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第四百四十五号  
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七の規定に基づき、職業訓練実施計画を次のように定める。  
平成十九年四月一日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

職業訓練実施計画

第一部 総説

一 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（法第十五条の六第三項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効果的、効果的な公共職業訓練の実施を図ることとする。

二 計画期間

計画期間は、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日とする。

第二節 労働市場の動向と課題

労働市場の状況をみると、現下の雇用失業情勢は、厳しさが残るもの、改善に広がりが見られる。しかしながら、雇用失業情勢には地域差が見られ、また、若年者を中心として、労働

力供給のミスマッチは依然として大きいことから、一定の職業能力開発の機会を確保し、地域における企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効果的に実施することにより職業能力に係る労働力供給のミスマッチを解消することが重要である。特に、若年者については、離職率が高水準で推移し、完全失業率も平成十七年から平成十八年にかけて低下しているものの、依然として高水準で推移している。また、フリーターといわれる不安定な就労を繰り返す者の数が、平成十七年から平成十八年にかけて減少しているものの、依然として多く、さらに、新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期に正社員となれず、フリーターにとどまっている年長フリーター及びニートといわれる若年無業者の数も高水準で推移している。このような状況を放置すれば、職業能力が十分に蓄積されない若年者が増加し、我が国の中長期的な国際競争力及び生産性の低下といった経済基盤の崩壊、社会保障への深刻な影響、ひいては社会不安の増大等の深刻な社会問題を招きかねない状況にあることから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用の機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。

また、経済のグローバル化及びIT技術等の進歩は、既存産業の再編、新規産業の創出等をもたらしているところであり、企業が付加価値の高い分野若しくは新規・成長分野への展開を図るために必要となる人材又は我が国の基幹的な産業であるものづくりの分野を担う人材の育成を行うことが必要である。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代が職業生活からの引退過程に徐々に入りつつあり、現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要である。このため、事業主による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣するなど事業主による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成の一層の推進を図る必要がある。